

第 9 号 長かぶしょうゆ漬けの認証基準

平成 6 年 4 月 1 日制定
平成 13 年 3 月 28 日改正
平成 18 年 12 月 13 日改正

第 1 適用の範囲

この基準は、山梨県内の製造工場で製造された長かぶしょうゆ漬に適用する。

第 2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
長かぶしょうゆ漬	長かぶ（根部及び葉部を一体としたもの）を主原料とし、これをしょうゆ、アミノ酸液若しくはしょうゆ若しくはアミノ酸液に調味料、酸味料若しくは香辛料を加えた調味液又はこれらにこんぶ、かつおぶし等を加えたものに、漬けこんだものをいう。

第 3 使用原材料

使用する長かぶは、山梨県内で生産された長かぶであること。

第 4 品質及び品質表示

区分	基準	
品質	色 沢	漬け上がり固有の色沢が良好であること。
	歯切れ及び肉質	漬け上がり固有の歯切れ及び肉質が良好であること。
	香 味	漬け上がり固有の香味が良好であること。
	調 製	ひげ根等の除去が良好であること。
	全 窒 素 分	0.2%以上であること。
	食 品 添 加 物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 調味料、酸味料、甘味料（化学的合成品以外のもの）、着色料（化学的合成品以外のもの）、保存料。
	異 物	混入していないこと。
	内 容 量	液汁を除いた重量が表示重量に適合していること。
	包 装 の 状 態	清潔な資材により包装されており、液汁もれの恐れがないこと。

表	一括表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品 名 (2) 原材料名 (3) 原料原産地名 (4) 内容量 (5) 製造年月日 (6) 賞味期限 (7) 保存方法 (8) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その食味及び品質特性を十分に保持し得ると製造業者が認める期間（以下「賞味期間」という）が3月を超えるものにあつては、1に規定する製造年月日に代えて賞味期限を一括して表示することができる。</p> <p>3 賞味期間が3月以内のものにあつては、1に規定するもののほか、賞味期間を一括して表示してあること。</p>
示	表示の方法	<p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)まで、2及び3に掲げる事項の表示は、次の規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品 名 「しょうゆ漬」又は「長かぶしょうゆ漬」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を次に定めるところによりア、イの順に記載すること。</p> <p>ア 漬け込んだ原材料は、「長かぶ」と記載すること。</p> <p>イ 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること</p> <p>(ア) 食品添加物以外のものにあつては、「しょうゆ」「アミノ酸液」、「砂糖」、「とうがらし」、「こんぶ」、「かつおぶし」、等その最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>ただし、とうがらしその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。</p> <p>(イ) 食品添加物にあつては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</p> <p>(3) 原料原産地名 漬け込んだ長かぶの原産地名を、山梨県若しくは、市町村、その他一般に知られている地名で記載すること。</p> <p>(4) 内容量 内容量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(5) 製造年月日</p>

表示	表示の方法	<p>次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>① 平成6年1月1日</p> <p>② 6.1.1</p> <p>③ 1994.1.1</p> <p>④ 94.1.1</p> <p>(6) 賞味期限 賞味期限を月の単位で、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア 平成6年1月</p> <p>イ 6.1</p> <p>ウ 1994.1</p> <p>エ 94.1</p> <p>(7) 賞味期間 賞味期間を月又は日の単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(8) 保存方法 「直射日光を避け、常温で保存すること」等と記載すること。なお、保存性に乏しいものにあつては、「10以下で保存すること」又は「要冷蔵」等と記載すること。</p> <p>2 一括表示事項の項に規定する表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしてあること。</p>
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>1 品評会で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</p> <p>2 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語。</p> <p>3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示。</p>
	特別表示事項及びその表示の方法	<p>1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「長かぶしょうゆ漬」と表示することができる。</p> <p>2 製品に「山梨県長かぶ使用」等と表示することができる。</p>

- 2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあつては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならない。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとするすることができる。

第5 製造方法等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理がなされていること。